

新潟県労働金庫 ディスクロージャー誌

ROKIN DISCLOSURE

2024



contents | 目次 |

事業方針

- 02 ろうきんの理念と基本姿勢
- 03 中期経営計画
- 04 2024年度事業計画
- 05 お客様本位の業務運営に関する取組方針および取組状況

業績ハイライト

- 07 事業の概況

社会的役割の発揮と貢献活動

- 08 CSR(企業の社会的責任)への取組み
- 08 福祉金融機関としての取組み
- 10 地域社会のために
- 13 環境のために

営業のご案内

- 14 預金商品のご案内
- 15 融資商品のご案内
- 17 資産運用商品のご案内
- 17 各種業務・サービスのご案内

組織

- 18 組織・機構

各種管理態勢

- 20 コンプライアンス(法令等遵守)の態勢
- 22 お客様保護の態勢
- 23 リスク管理の態勢

財務データ

- 26 財務諸表
- 32 自己資本の充実の状況(単体)
- 40 業務実績
- 43 連結情報

店舗のご案内

- 44 店舗・プラザおよびATMのご案内
- 45 店舗外ATMのご案内
- 46 索引(法定開示項目別)

当金庫の概要

2023年度末(2024年3月31日)現在

名 称	新潟県労働金庫(略称:ろうきん)
本 店 所 在 地	新潟市中央区寄居町332番地38
創 立	1952年6月7日
出 資 金	47億7,300万円
店 舗 数	27店舗(出張所・インターネット支店含む)
常 勤 役 職 員 数	454人
団 体 会 員 数	1,837会員
間 接 構 成 員 数	210,570人
預 金 残 高	8,994億円
融 資 残 高	3,824億円

ホームページ

<https://www.niigata-rokin.or.jp>



ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、

人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、

そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

ろうきんは、
働く仲間がつくった
金融機関です

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために設立した金融機関であり、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

ろうきんは、
営利を目的としない
金融機関です

〈ろうきん〉は「労働金庫法」に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に運営され、働く仲間をはじめ、多くの方々に広く利用されています。

ろうきんは、
生活者本位に考える
金融機関です

働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利」「会員直接奉仕と会員平等」「政治的中立」の三原則に基づき、年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫事業運営の三原則



第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

- 2 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

中期経営計画

「中期経営計画2023」は、ろうきんの理念および今後のめざす姿(ろうきんビジョン・ろうきんSDGs行動指針)の実現に向けて、2023年度からの3カ年計画として策定しております。

本中期経営計画では、全ての会員とのつながりを一層強めることで労金運動の基盤をより強化するとともに、勤労者一人ひとりに寄り添った“ろうきんらしい”相談・提案活動の実践を通じて、ろうきんの役割を發揮し、事業を持続させるために必要な収益確保につとめることとしております。

●期間 2023年4月1日～2026年3月31日



●基本方針

I. 協同組織の福祉金融機関であるろうきんの独自性と役割の発揮

1. 会員と協働した取組み
2. 生涯にわたり一人ひとりに寄り添った多面的な金融サポート
3. 持続可能な地域社会づくりへの貢献

II. 信頼され、必要とされ続けるための経営基盤強化

1. 職員の成長支援と働き甲斐のある組織風土の構築
2. 持続的な収益力の強化
3. デジタル化・非対面チャネルの充実
4. 生産性向上に資する組織づくり
5. リスク管理態勢の強化

●主要テーマ

I. 全ての会員・構成員への生活応援運動の深化(深める)と拡大(広める) (運動基盤の強化)

事業運営の基軸である労組会員をはじめとし、企業・団体内の互助会会員を含めた各会員との取組み度合いを深め・広めるとともに、生協との更なる連携を通じて、ライフプラン支援を目的とした生活応援運動を拡大し、一人でも多くの勤労者の生活支援に取り組むことにより、運動基盤の強化をはかっていきます。

II. 持続可能な収益力の強化

福祉金融機関として事業の持続可能性を高めていくため、収益の柱である融資について、利便性の向上や商品制度の拡充をはかるとともに、相談体制および推進活動を一層強化することで、収益力を強化します。

III. 人づくりと組織づくり

会員、勤労者、地域の期待に応え、喜んでいただくため、職員一人ひとりの成長を支援するとともに、組織力の強化をはかります。

2024年度事業計画

働く人の夢と共感を創造する勤労者福祉金融機関として、今後もお客様から信頼され、必要とされる金融機関であり続けることをめざして、「中期経営計画2023」に基づき、次の施策を展開してまいります。

基本方針Ⅰ．協同組織の福祉金融機関であるろうきんの独自性と役割の發揮

1. 会員と協働した取組み
 - (1)会員と協働した生活応援運動の展開
 - (2)運動基盤の深化(深める)・拡大(広める)
 - (3)組織運営のサポート
 - (4)生協との更なる連携強化
2. 生涯にわたり一人ひとりに寄り添った多面的な金融サポート
 - (1)生涯にわたるライフプラン支援
 - (2)生活状況等の変化に応じた家計サポート
 - (3)雇用形態や世代等に応じた金融サポート
 - (4)次世代の金融教育
 - (5)知ってもらう活動・生涯取引のメイン化
3. 持続可能な地域社会づくりへの貢献
 - (1)地域団体への活動支援
 - (2)非営利協同セクターの金融ニーズ対応

基本方針Ⅱ．信頼され、必要とされ続けるための経営基盤強化

1. 職員の成長支援と働き甲斐のある組織風土の構築
 - (1)職員の成長支援
 - (2)働き方や役割の見直し
 - (3)組織内コミュニケーションの活性化
 - (4)職場環境の整備
2. 持続的な収益力の強化
 - (1)融資利用の拡大
 - (2)収益・コスト対策
 - (3)余裕金運用の高度化
3. デジタル化・非対面チャネルの充実
 - (1)デジタル化の充実
 - (2)非対面チャネルの利活用推進
4. 生産性向上に資する組織づくり
 - (1)生産性向上の取組み
 - (2)組織体制の見直し
5. リスク管理態勢の強化
 - (1)コンプライアンス・リスク管理の強化
 - (2)リスク管理態勢の向上

お客様本位の業務運営に関する取組方針および取組状況

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である「労働金庫法」において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これらの原則に基づき、これまでお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈新潟ろうきん〉は、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、2017年12月に「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表しました。「ろうきんの理念」のもと、以下の取組方針に基づく活動を実践し、勤労者の暮らしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1 客様本位の業務運営に関する取組方針の策定・公表

- (1)当金庫はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改定した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」(以下、「本方針」という)を策定します。
- (2)本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
- (3)本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。

2 客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

- (1)当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において、法令や内部規程を厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- (2)お客様が最善の利益を得られるよう、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供してまいります。
- (3)お客様の資産形成に関するコンサルティングにあたっては、長期積立・分散投資を基本にご提案させていただきます。
- (4)金融商品の販売チャネルの多様化、ご相談体制の拡充など、お客様の利便性が向上するための施策を進めます。

3 利益相反を適切に管理する取組み

- (1)当金庫は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するため、「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の正当な利益を確保するための適切な管理を行っています。
- (2)投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインアップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客様の最善利益追求の観点で選定しています。

4 手数料等に係る情報提供の取組み

- (1)当金庫は、お客様にご負担いただく手数料やその他の費用について、わかりやすく丁寧な説明を行います。
- (2)投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

5 お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- (1)当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った情報提供をわかりやすく丁寧に行います。
- (2)会員・企業などにおいて、ライフプランセミナーを開催し、各ライフステージで必要とされる資金や、計画的な資産形成など、お客様の生活を生涯にわたってサポートするための情報提供を行います。
- (3)ご高齢のお客様に対しては、各種リスクや留意事項について十分ご理解いただいていることを都度確認するなど、より丁寧に応対いたします。
- (4)ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクヒリターンについてなど詳しく説明しています。
- (5)当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。
- (注)ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

6 お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

- (1)当金庫は、お客様の健全な生活設計を支援するため、子育てや教育、マイホーム、セカンドライフなど、ライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、お客様の資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ライフプランを踏まえたニーズなどを確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った、適切な説明・提案を誠実に行います。
- (2)お客様一人ひとりのライフプランに基づく的確なコンサルティングを行うため、職員の業務知識・スキルの向上をはかり、プロフェッショナルとして専門性を高めていきます。
- (3)多様化・高度化するお客様のニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っていきます。
- (4)金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- (5)お客様への適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集指針」「保険募集指針」等を定めています。これらの方針等は、ホームページに掲載し、公表しています。
- (6)当金庫は、「金融商品の組成に携わる金融事業者」に該当しません。

7 「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み

- (1)当金庫は、お客様本位の業務運営を着実に実践していくため、研修を通じた人材育成や、業績評価制度の整備などに取組んでまいります。
- (2)当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備しています。

◆長期的・安定的な資産形成のご提案状況

- 税制面のメリットを活かせる長期積立の手段として、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」と「NISA」をお勧めしています。

- 2024年3月末時点におきまして、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」のご契約件数は6,977件、「NISA」のご契約件数は3,357件となっています。

商品制度	契約件数
iDeCo	6,977件
NISA	3,357件

- 投資信託のご購入を検討されるお客様に対し、期間分散の観点から「定時定額購入」をご提案しています。
- 2024年3月末時点におきまして、投資信託口座を保有するお客様のうち、定時定額購入をご契約されているお客様は81.1%となっています。

定時定額購入とは？

口座からの自動引落しにより、定期的に同一の商品を定額購入する方法です。定期的に一定金額を一定の期間、継続的に購入する投資手法はドル・コスト平均法とよばれ、基準価額が低いときには購入口数が多く、基準価額が高いときに購入口数が少なくなります。一定の口数ずつ購入する場合に比べ、平均買付コストを低く抑える効果が期待できます。

◆お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み状況

- 資産形成や金融トラブル防止など、幅広いテーマで金融知識向上に役立つセミナーを積極的に開催しています。
- 2023年度の各種セミナー開催回数は、3,039回となっています。

※取組状況の詳細は、ホームページをご覧ください。

事業の概況

2023年度(2023年4月1日～2024年3月31日)

2023年度につきましては、「中期経営計画2023」に基づき、全ての会員とのつながりを一層強めることで労金運動の基盤をより強化するとともに、勤労者一人ひとりに寄り添った“ろうきんらしい”相談・提案活動の実践を通じて、ろうきんの役割を発揮し、事業を持続させるために必要な収益確保につとめてきました。

また、勤労者を取り巻く状況が厳しさを増すなか、働く人の夢と共に感を創造する勤労者福祉金融機関として、会員構成員から信頼され、必要とされる金庫であり続けることをめざして、事業を開拓してきました。

会員数・出資金

団体会員は、期中63会員減少して1,837会員となりました。

また、個人会員は3,254会員となり、間接構成員は210,570人となりました。

出資金の期末残高は、7百万円減少して47億73百万円となりました。

損益

ろうきんは営利を目的としない金融機関ですが、適正利益を確保しながら、より良いサービスの提供や社会貢献活動を継続的に行ってています。

2023年度の当期純利益は17億64百万円となりました。

預金

預金残高は19億10百万円減少し、8,994億23百万円となりました。

このうち個人預金(譲渡性預金除く)は10億4百万円減少し、8,576億79百万円となりました。

自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の安全性・健全性を示す指標で、国内業務のみを行う金融機関は4%以上(国内基準)であることが求められています。

当金庫の自己資本比率は16.94%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

貸出金

新潟ろうきんの貸出金は、その99.86%が、住宅や車の購入、お子様の教育資金など、働く人たちのために役立てられています。

貸出金残高は52億86百万円増加し、3,824億44百万円となりました。

主要な事業の状況を示す指標

項目	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度
経常収益	10,782	10,604	10,129	10,442	10,597
経常利益	2,411	2,349	2,351	2,445	1,586
当期純利益	1,764	1,731	1,800	1,804	1,266
純資産額	83,257	74,688	76,783	74,277	69,052
総資産額	989,953	984,430	973,605	943,785	906,895
預金積金残高	892,959	895,556	881,406	852,527	812,552
譲渡性預金残高	6,464	5,777	10,151	11,787	12,895
貸出金残高	382,444	377,158	377,188	378,319	384,249
有価証券残高	118,704	106,142	100,083	88,933	74,279
出資総額	4,773	4,780	4,942	4,947	4,949
出資総口数(口)	4,773,002	4,780,856	4,942,743	4,947,055	4,949,782
出資に対する配当金	143	143	148	148	148
職員数(人)	449	451	454	449	446
単体自己資本比率(%)	16.94	16.75	16.83	17.21	17.48

(注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

CSR(企業の社会的責任)への取組み

新潟ろうきんは、福祉金融機関としての役割を果たし、会員・お客様・地域社会などから、信頼される金融機関であり続けるため、「CSR基本方針」に基づき、働く人たちの生活向上に向けた生活応援運動の展開や、NPO団体等への支援、地域社会への貢献活動のほか、環境への負荷軽減や持続可能な地域社会づくりに役立つ活動などに積極的に取り組んでいます。

CSR基本方針

協同組織の福祉金融機関として誠実かつ公正な事業活動を行うとともに、会員、お客様、地域社会など、当金庫のステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、相互理解のために積極的な情報開示を行います。

「相互扶助」の精神のもと、働く人たちの生活を守り、豊かにするため、時代の変化やニーズの多様化に対応した金融サービスを提供します。

働く人たちの暮らしや福祉の向上をめざし、関連団体と連携しながら、地域社会への貢献活動やNPO団体等への支援など、幅広い活動を展開します。

働く人たちが安心して生活できる社会を実現するため、環境への負荷軽減と、持続可能な地域社会づくりに寄与する活動を、継続的に取り組みます。

福祉金融機関としての取組み

生活応援運動

〈ろうきん〉は、戦後の混乱で労働者が銀行から融資を受けることが難しかった時代に、働く仲間がお金を出し合い設立した、営利を目的としない金融機関です。

働く人たちの暮らしを守り、より豊かにするため、〈ろうきん〉は、働く仲間一人ひとりと向き合い、さまざまな商品や金融サービスを通じ、生涯にわたって暮らしを応援していきます。

寄り添った相談対応

収入・ライフステージに合わせた資産形成（貯蓄・投資・年金）や、計画的なローンを提案・啓発・推進することにより、健全な生活設計を応援します。

返済サポート態勢の充実

ご返済中に収入減少、病気・怪我による不意の出費などのさまざまな出来事が生じた場合でも、迅速、丁寧な対応、効果的な解決策の提案を行います。

専門家との連携

多重債務やマネートラブルを抱えている方の生活を、弁護士や司法書士と連携しながら最適な解決方法を探し、生活改善をはかります。

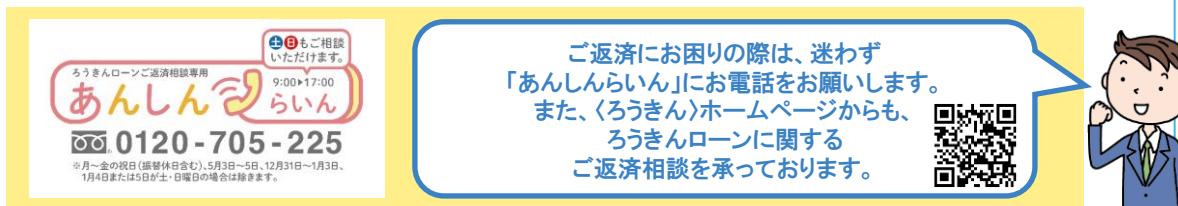
取組例

● 寄り添った相談対応の取組み

〈ろうきん〉では、お客様から計画的にローンをご利用いただくため、会員労働組合等を通じた学習会を開催しているほか、今後、ローン利用をご検討されているお客様に対し、ライフサイクルに合わせた無理のない資金計画や返済計画をご提案するなど、安心して融資をご利用いただくための相談活動を推進しています。

● 返済サポート態勢充実の取組み

〈ろうきん〉では、収入減少や教育資金の増加などローンご利用者の生活環境の変化に対応するため、返済期間の延長やローンの取りまとめなどお客様に合わせた家計改善のためのアドバイス等を実施し、安心して融資を継続利用いただくための提案活動を推進しています。お客様がいつでも気軽にご返済の相談をいただけるよう、ご返済相談専用フリーダイヤル「あんしんらいん」を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。



● 多重債務防止に向けた取組み

〈ろうきん〉では、金融に関わるトラブルを未然に防止するため、次の啓発活動に取り組んでいるほか、多重債務やマネートラブルを抱えているお客様のお困りごとを解決できるよう専門家と連携した相談活動を推進しています。

●会員組合員などを対象に、多重債務事例をもとに作成した小冊子「マネートラブルにかつ！」を活用した学習会を開催し、会員との協働による生活向上対策に取り組んでいます。

●高校生を対象に、クレジットの仕組みや悪徳商法の手口、インターネット被害の事例紹介等をする出前授業を開催し、これから社会に巣立っていくにあたり身近に起こりうる「マネートラブル」について知ってもらう活動に取り組んでいます。

福祉金融機関としての金融商品の提供

働く人のための福祉金融機関として、金融の側面から勤労者の生活を守り、応援するための金融商品を取り揃えています。

● 感染症対策勤労者生活支援特別融資制度

感染症の影響による収入減少などでお困りの方への生活支援を目的とした特別融資制度を取り扱っています。

当金庫の会員組合員等の方を対象として、当面の生活資金、教育資金や住宅資金にご利用いただける制度および新潟県と連携し、当面の生活資金等としてご利用いただける制度をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

● 勤労者生活支援特別融資制度

勤務先の事情や感染症等の影響による離職・収入減少や、自然災害による生活再建のための費用負担などでお困りの方を対象にした制度です。ご利用中の〈ろうきん〉ローンの返済期間の延長や他行ローン等の借換えなどによる負担軽減にご利用いただけます。

● 複数ローンの取りまとめ融資

ローン・クレジットなど複数のお借入れをご利用されている方を対象に、取りまとめによる返済額の見直しにご利用いただけます。ご利用額やご返済年数に応じ、職員がお客様に最適な商品をご提案しておりますので、お気軽にご相談ください。

● 離職者生活ローン(新潟県との連携)

勤務先の事情により離職された方を対象に、求職中の生活に必要な資金にご利用いただけます。

● 日本学生支援機構奨学生に対する入学金融資制度

日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」をご利用の方を対象に、増額奨学金交付までの間、入学時の必要な資金にご利用いただけます。

● キャリアアップ応援ローン(新潟県との連携)

新潟県が運営する「新潟県立テクノスクール」等の公共職業訓練機関へ入学が決定した方および在学中の方を対象に、生活費や各種技能検定取得に向けた教材費等にご利用いただけます。

上記のほか次の商品もご用意しています。制度概要については、「融資商品のご案内」(15~16頁)をご覧ください。

● 福祉マイカーローン

● 福祉教育ローン

● 福祉ローン

● 妊活サポートローン

● 求職者支援資金融資制度、技能者育成資金融資制度(国との連携)

大規模災害に対する取組み

〈ろうきん〉では、被災された皆様の生活支援として、低利な「福祉ローン」を取扱いしているほか、以下の取組みを行っています。

■ 融資関連の特別対応

● 大規模災害や災害救助法の適用を受けた自然災害により、ご本人またはご親族が被災された際の生活再建に必要な資金にご利用いただける「災害救援ローン」や「災害救援住宅ローン」をご用意しています。各融資制度は取扱期間がございますので、詳しくは、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

● このほか、自然災害により被災され、住宅ローン等の返済が困難なお客様には、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づいた対応を行っています。

■ 振込手数料の免除

〈ろうきん〉の窓口から、会員団体等が労働金庫本・支店に開設した義援金受入口座にお振込みする場合の手数料を無料にしています。なお、対象となる義援金受入口座については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

健康経営の推進

■ 健康経営の目的

職員の心身の健康の保持・増進はもとより、健康でいきいきとした働きがいのある職場環境を構築することで、労働生産性の向上や人材の確保、組織の活性化をすすめ、ろうきんの理念の実現や社会的役割を果たしていくことを目的としています。

■ 健康経営の推進体制

〈ろうきん〉では、人事部を事務局とした保健衛生委員会を設置し、健康経営施策の企画や実施、評価、改善を行っています。また、保健衛生委員会では、常務会・全国労働金庫健康保険組合・産業医・労働組合・部店長・衛生管理者等と連携して健康経営の推進に取り組んでいます。

NPO等への支援

NPO等の地域活動団体は、行政や一般企業では手の届かない福祉、環境、子どもの育成、まちづくりなど、さまざまな分野で活動を行っています。

〈新潟ろうきん〉と〈新潟ろうきん福祉財団〉は、新潟県内で活動するNPO等をさまざまな形で支援することで、これら団体の発展と県民の福祉向上をめざしています。

●NPO等地域活動団体への助成 ろうきん 財団

NPO等を支援し、これら団体の発展と県民の福祉向上を目的として、2003年度からNPO等への助成を行っています。

2023年度の実績

助成団体数	20団体
助成総額	1,297万9千円

事業開始からの累計(※)

助成団体数	495団体
助成総額	2億8,886万6千円

※2022年度から、これまでの「NPO・地域福祉団体等助成事業」と「自立した持続可能な地域社会創造事業」を統合し、「NPO等地域活動団体助成事業」を開始しました。
累計は、これらの3事業の合計を記載しています。

●NPO法人や社会福祉法人など非営利協同セクターへの融資

地域社会が抱えているさまざまな課題を解決し、安心して暮らせる地域づくりを行うNPO法人や社会福祉法人、生活協同組合などの非営利法人の活動を支援するための資金の融資を行っています。当金庫では、設備資金や運転資金などの幅広い資金ニーズにお応えするため、お借り入れ方法もご要望に沿えるよう柔軟に対応しているほか、創業資金のご相談も承っています。2024年3月末の利用状況は、39件、5億33百万円となっています。

またNPO法人には、新潟NPO協会と連携した「NPO応援ローン」をご用意しており、資金需要に適切な相談を行うとともに、手続きを簡素化するなど、利用しやすい制度としています。

さらに、NPO法人や社会福祉法人等で働く人の当金庫利用も促進することで、法人に関わる皆様のお役に立てるよう、心掛けています。

NPO法人のほか、社会福祉法人、一般社団法人、生活協同組合等の資金ニーズにもお応えします！



●融資制度ご利用団体への助成

ろうきん
財団

条件を満たしたNPO法人に対し、融資金の利子補給助成をしています。これによりNPO法人の利息負担を軽減し、活動を支援しています。

●にいがたNPOカレッジの開催

新潟県および新潟NPO協会と協働し、NPOが「参加と協力」の力を高め社会的信頼を得るために必要な、課題解決・価値創出の基礎的な学びを得る場として「にいがたNPOカレッジ」を2017年度から開催しています。運営を支援する「マネジメントコース」、事業の持続性を高める「経営戦略コース」の2コースをご用意し、2023年度はZoomを使ったウェビナー形式で開催して多くの方からご参加いただきました。参加者より「プログラムや講師の構成が良かった」「YouTube配信があるので団体内で復習できた」など、大変ご好評いただいています。

●にいがたソーシャルビジネス支援ネットワークへの参画

「にいがたソーシャルビジネス支援ネットワーク（愛称：SIP）」は、地域社会の課題をビジネスの手法で解決しようとする社会的企業やNPO等が抱える経営上の課題について、地域の支援機関が連携してサポートするネットワークです。

相談内容により、加盟団体に取り次ぐなど、ワンストップでのサービスを提供しています。

●地域づくりコーディネーター養成講座の開催

ろうきん
財団

地域づくりを中心に、団体運営の基本やステークホルダーとの調整など、コーディネート技術向上をはかるため、「地域づくりコーディネーター養成講座」を開催しました。2023年度も「対面式講座」（長岡市で開催）と「オンライン講座」を組み合わせて開催し、合計22名の参加がありました。

● 地域づくりセミナーの開催

ろうきん
財団

地域づくりセミナーは、ろうきん財団の助成団体を主な参加対象とし、団体同士のネットワークの構築と育成支援をはかることを目的に、成果報告会を兼ねて開催しています。

2023年度は11月に新潟市と上越市にて開催し、合計53名の参加がありました。

● にいがた旬塾の開催

ろうきん
財団

ろうきん財団の助成事業の説明・周知とあわせて、地域づくりや市民活動に役立つ知識の習得と参加者のネットワークづくりを目的に、毎年度開催している「にいがた旬塾」について、2024年2月に「助成金申請入門」と題して、徳永洋子氏(ファンディング・ラボ)を講師としてオンラインで開催し、70名(Youtube視聴含む)の参加がありました。

● パートナー登録者によるオンラインセミナー

ろうきん
財団

ろうきん財団による助成団体を専門的な立場から助言・支援するために、2022年に新たに「パートナー登録・紹介制度」を立ち上げ、20人からパートナーに登録いただいています。

2023年度は、パートナーを講師としたオンラインセミナーを4回開催し、合計103名(Youtube視聴含む)の参加がありました。

県民・勤労者の福祉・文化向上のために

県民の暮らしに関わる諸問題・課題を共有し、県民の福祉・文化の向上と安心・安全な暮らしづくりを目的として、県内全域の勤労者・労働者福祉団体・NPO・自治体等の関係者が集う場の設定や、文化講演会等の活動を展開しています。

● にいがたワーク&ライフフォーラム総括集会

ろうきん
財団

2013年から開催してきた「にいがたワーク&ライフフォーラム」について、これまでの活動を振り返り、成果や課題を共有して今後の活動に活かすため、2023年12月に新潟市にて「にいがたワーク&ライフフォーラム総括集会」を開催し、52名の参加がありました。集会では、過去9回の開催状況をスライドで振り返り、「今後の地域活動をどうするか」を題材にしてグループ討議を行いました。

● 2023ワーク&ライフセミナーの開催

ろうきん
財団

地域の生活等に関わる諸問題をテーマに、下越、新潟、小千谷、県央、佐渡、糸魚川、柏崎、長岡の8地域で「2023ワーク&ライフセミナー」を開催し、合計753名の参加がありました。

● 文化講演会の開催

ろうきん
財団

2023年9月、上越市において、太鼓芸能集団「鼓童」によるチャリティ公演会を開催し、560名の参加がありました。また、入場料から、「NPO法人キッズスマイル」および「いちょう食堂」(こども食堂)へ10万円ずつを寄贈しました。

● にいがた福祉リーダー塾の開催

ろうきん
財団

これからの勤労者福祉運動の担い手育成を目的として、第10期にいがた福祉リーダー塾を2023年7月に新潟市で開催し、20名の参加がありました。

セミナー等の開催

2023年度も、働く人たちとその家族、そして地域の皆様の暮らしに役立つ各種情報をお届けしました。
取組状況の詳細は、ホームページをご覧ください。

すべての人にやさしい店舗づくり

お身体の不自由な方やご高齢の方など、すべての人に安心してご来店・ご利用いただけるよう、次のような取組みを実施しています。

- 職員による代筆・代読など、各種手続きをお手伝いしています。
- 視覚に障がいがある方が窓口での振込手続きを希望された場合は、ATM利用時と同額の振込手数料でお手続きいただけます。
- ATMにはハンドセット(受話器)による音声案内機能を導入しています。
- 点字ブロックを全営業店に敷設し、ご来店いただきやすい環境を整えています。
- 点字による残高通知および預金取引明細を発行しています。
- 車椅子を全営業店に配備しています。
- 車椅子の方もご来店いただきやすいよう、スロープや手すりなどを設置しています。
- 車椅子のままご記入いただける筆記台を設置しています。
- 「耳マーク表示板」を全営業店に設置し、聴覚に障がいがある方から筆談等で用件を承ります。また、ご希望により、聴覚に障がいがある方の通帳に「耳マークシール」を貼付しています。
- 聴覚に障がいがある方や、声を出しづらい方のための電子メモパッドを全営業店に配備しています。
- 障がいがある方の対応について、職員研修を実施しています。

また、〈ろうきん〉では、福祉金融機関としての活動を充実させるため、職員に金融以外の専門知識の習得を促進しており、全営業店に「認知症サポーター養成講座」を受講した職員(認知症サポーター)を配置しています。

※認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対して、できる範囲で手助けをする人のことであり、全国の自治体等が中心となって養成講座を実施しています。

環境のために

自然環境と共に存しながら社会とともに発展することを目的に、環境負荷の軽減につとめています。

ろうきん森の学校

「ろうきん森の学校」は労働金庫連合会が創立50周年記念社会貢献活動として、豊かな森の再生と環境問題に取り組む人材育成をめざし、「森を育む」「人を育む」「森で遊ぶ」を活動の柱として、2005年10月に富士山、福島、広島の3地区で開校しました。2015年からは新潟・岐阜を加えた全国5カ所に拡大して各地区のNPOの活動に参加し、地域と連携した活動を行っています。この5地区での「ろうきん森の学校」の活動は「国連生物多様性の10年日本委員会」の連携事業として認定されました。

新潟地区は上越市「くわどり市民の森」を拠点として活動しているNPO法人「かみえちご山里ファン俱乐部」と連携し、定期的に森林資源を守る活動に参加しています。また、SDGsの取組みとして、地域社会とのつながりを強化し、自然環境保護への理解を深めるために職員のSDGs研修会を現地にて開催しています。

環境への負荷に配慮した取組み

当金庫は、2019年6月に制定した「新潟ろうきんSDGs達成に向けた行動ビジョン」に基づき、重要課題の一つである「環境に配慮した活動」について、2030年の到達点を定める《目標設定型》と、毎年度の実績を積み上げる《実績積み上げ型》の二つのアプローチで推進しています。

なお、主な活動内容は以下のとおりです。

- 冷暖房の適正温度設定や夏季軽装、エコドライブの実践【電力使用量(CO₂排出量)削減】
- 紙ベース資料の削減、業務の集中化【紙使用量の削減】
- 備品の入替え時に可能なモノからプラスチック製品の使用を削減
難しい場合は代替品使用【廃棄物発生量の削減】
- グリーン商品の購入【グリーン購入(CSR調達)】
- 「にいがた緑の百年物語」(緑の募金)への協賛

預金商品のご案内

(2024年7月1日現在)

◆ 流動性預金

種類	商品内容
総合口座 (普通預金+定期預金)	「預ける、受け取る、支払う、借りる」の4つの機能を持ち、家計の中心口座として最適です。急な出費でお金が足りないときでも、お預入れ定期預金の90%以内、最高300万円まで自動的にお借入れいただけますので、定期預金を解約せず、お支払いを済ませることができます。
普通預金	いつでも出し入れできる便利な預金です。
普通預金 (通帳不発行型)	いつでも出し入れできる便利な預金です。通帳を発行しないので、管理する手間が省けます。残高等はパソコン・スマートフォン等で簡単にご確認いただけます。
普通預金無利息型 (決済用預金)	お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護される預金です。
貯蓄預金	出し入れ自由で、お預入れ残高に応じて金利が設定されている預金です。いつ必要になるかわからない余裕資金のお預入れに最適です。
ろうきん 後見制度支援預金	成年後見制度を利用されているお客様(被後見人)の財産保護をはかるため、家庭裁判所発行の「指示書」にもとづく取引に限定して取り扱うことで、日常的な支払いに使用しない金銭を別管理するための専用口座としてご利用いただける普通預金です。

◆ 定期性預金

種類	商品内容
スーパー定期	まとまった資金を一括してお預かりいたします。お預入れ期間3年以上のご契約で所定の条件を満たす場合は、お預入れの1年経過後に一部払戻しもできます。
大口定期	まとまった資金を一括してお預かりいたします。
期日指定定期預金 (ワイド定期)	1年複利で1年経過後は一部払戻しが可能な定期預金です。
変動金利定期預金	6ヶ月ごとに利率が変動する定期預金です。
ふれ愛定期預金	当金庫において公的年金をお受け取りいただいている方専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※定期預金は元金継続の取扱いとなります。
ゆう悠定期預金 (退職金専用定期預金)	大切な退職金を有利な金利でお預かりする定期預金です。 ※有利な金利は初回の満期日までの取扱いとなります。
ろうきん 相続定期預金	相続された資金専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※有利な金利は初回の満期日までの取扱いとなります。
ろうきん 福祉定期預金	当金庫において遺族年金や障害年金等を受給されている方専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※定期預金は非自動継続の取扱いとなります。

◆ 財形貯蓄・エース預金

種類	商品内容
財形 貯蓄	一般 給与からの天引きで積み立てできる、働く人に最適な積立預金です。一部払戻しもできて大変便利です。
	住宅 住宅の取得や増改築に備える積立預金です。財形年金と合わせ、元本550万円までのお利息が非課税となります。
	年金 満60歳以降、年金形式でお受け取りいただくことができる積立預金です。財形住宅と合わせ、元本550万円までのお利息が非課税となります。
エース 預金	エンドレス型 多目的な資金作りに、積立期間を決めない方式の積立預金です。
	確定日型 多目的な資金作りに、満期日を設定していただく方式の積立預金です。
	年金型 定年退職後等に年金形式でお受け取りいただく積立預金です。

融資商品のご案内

(2024年7月1日現在)

◆目的別ローン

種類		商品内容
マイカーローン しゃらら		自動車購入・修理代などマイカーに関する費用全般のほか、マリン関係(ヨット・ボートなど)、自転車の購入などにもご利用いただけます。
福祉マイカーローン		身体障がい者用自動車、介護自動車の購入または改造する費用にご利用いただけます。
教育 ローン	一括 借入型	入学金・授業料のほか、アパート代や受験費用など教育に関する費用全般にご利用いただけます。 資金計画に合わせて、まとまった資金を一括でお受け取りできる「一括借入型」、限度額の範囲で必要な時に専用カードでお借入れできる「そのつど借入型」をご選択いただけます。
	そのつど 借入型	
福祉教育ローン		父子・母子家庭、遺児家庭、児童扶養手当受給家庭の方の教育費用にご利用いただけます。

※教育ローン、福祉教育ローンは、お子様の在学中、元金返済を据置くことができます。詳細については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

団体信用生命保険

教育ローン、福祉教育ローンをご利用の場合は、「ろうきん団信」にご加入いただけます。保険料は(ろうきん)が負担します。ただし、教育ローン(そのつど借入型)は、元利金返済期間(証書貸付期間)からのご加入となります。

◆住宅ローン

種類		商品内容
あんしん 住宅ローン	不動産 担保	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する費用にご利用いただけます。 金利は変動金利型、固定金利選択型(3・5・10・20年)、全期間固定金利型からご選択いただけます。
	無担保	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する費用にご利用いただけます。 金利は変動金利型、固定金利選択型(3・5・10・20年)からご選択いただけます。
借換専用 あんしん住宅ローン (無担保)		他行でお借入れされている住宅ローンの借換えにご利用いただけます。 金利は変動金利型となります。
新潟ろうきん 「リ・ベース60」		新築・増改築、土地・建物購入費用のほか、サービス付高齢者向け住宅の入居費用にご利用いただけます。 毎月のご返済はお利息のみとし、お借入れの方がお亡くなりになった後、担保となっている不動産の売却代金等により元金をご返済いただきます。

※上記のほか、住宅金融支援機構提携融資「ろうきんフラット35」・自治体提携ローン等の各種融資商品をご用意しています。

団体信用生命保険

あんしん住宅ローン、借換専用あんしん住宅ローン(無担保)をご利用の場合は、「団体信用生命保険」にご加入いただけます。万一のときに加え、病気や怪我まで幅広く保障するものなど、種類豊富にご用意しています。

また、ご夫婦が連帯債務でご契約いただく場合は、ご夫婦のどちらかが万一のときに、住宅の持分や返済額等にかかわらず、残りの住宅ローンがなくなり、ご家族にローンの返済負担が残らない「夫婦連生団信」もご利用いただけます。

(団体信用生命保険ラインアップ)

- ろうきん団信
- がん団信
- 就業不能保障団信
- 3大疾病保障特約・障がい特約付団信
- 夫婦連生団信
- 夫婦連生がん団信
- 夫婦連生就業不能保障団信
- 引受緩和団信

※あんしん住宅ローン(無担保)をご利用の場合は、「ろうきん団信」「夫婦連生団信」「3大疾病保障特約・障がい特約付団信」のみのお取扱いとなります。

※保険料は(ろうきん)が負担します。

※団体信用生命保険の種類により、融資金利が異なります。詳細については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

◆福祉ローン・妊活サポートローン

種類		商品内容
福祉ローン	「支える」	医療費用、介護費用・介護設備費用や、育児費用、育児・介護休業期間中の生活費補填費用にご利用いただけます。
	「立ち上がる」	暴風雨、洪水、大雪、地震等の自然災害、火災の被害からの復旧および支援に必要な費用にご利用いただけます。
妊活サポートローン「くるみ」		不妊治療や不育症に関する費用全般にご利用いただけます。 ご利用限度額(極度額)の範囲内で繰り返しご利用いただける定額返済方式のカードローンです。

◆カードローン(マイプラン)・フリーローン

種類		商品内容
	マイプラン	お使いみちは自由で、ご利用限度額(極度額)の範囲内で繰り返しご利用いただける定額返済方式のカードローンです。
	フリーローンWish	物品購入、旅行、医療費用、結婚費用など、さまざまな用途にご利用いただけます。
	自己預金担保ローン (分割払型)	住宅購入、マイカー購入など、さまざまな用途にご利用いただけます。
	住宅ローン申込者専用 借換ローン	当金庫のあんしん住宅ローン(不動産担保)をお申込みの方を対象とする融資で、他行・信販・消費者金融からのお借入れの借換えにご利用いただけます。 ※労働組合等の間接構成員の方は、既に当金庫の住宅ローンを利用されている場合でもご利用いただけます。
	おまとめローン	他行・信販・消費者金融からの少額なお借入れの借換えにご利用いただけます。

◆生活支援関連

種類		商品内容
	求職者支援資金 融資制度	厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受講される方のうち、訓練受講中の生活費が不足する方を対象とした制度です。
	技能者育成資金 融資制度	経済的な理由により、職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生のうち、施設長から推薦のあった方を対象とした制度です。

※各制度のご融資限度額・ご融資期間は、訓練期間等により異なります。
※上記のほか、新潟県と連携し、生活費等にご利用いただける融資制度をご用意しています。

◆より多くの方にご利用いただくために

●就職内定者向けローン

新潟県内の企業等への就職を控えた学生の方に、就職後の新生活に向けた通勤用のマイカー購入や引越し費用のほか、就職前の短期留学に係る費用など、卒業前から幅広くご利用いただける「就職内定者向けローン」をご用意しています。

お使いみちに応じて、各無担保ローン商品(マイカーローンやフリーローンなど)をご利用いただけます。

●ばあとな～

有期雇用・パートタイム労働者の方のマイカー購入、お子様の教育費用など、さまざまな資金ニーズにお応えするため、融資条件を整備しています。(※)

お使いみちに応じて、各無担保ローン商品(マイカーローンや教育ローンなど)をご利用いただけます。
※労働組合等に加入している方、または「ろうきん」と提携した生協の組合員・その同一生計家族が対象となります。

●ろうきんコーポローン

「ろうきん」と同じ協同組合であり、組合員の生活向上に取り組んでいる生協と提携し、利用者とそのご家族の暮らしを応援するため、「ろうきんコーポローン」(※)をご用意しています。

お使いみちに応じて、各ローン商品(住宅ローン、マイカーローン、教育ローンなど)をご利用いただけます。
※「ろうきん」と提携した生協の組合員・その同一生計家族が対象となります。

資産運用商品のご案内

(2024年7月1日現在)

種類	商品内容
個人向け国債	国が発行する安全性が高い債券です。お客様のニーズに合わせて固定金利(3年・5年)と変動金利(10年)をご選択いただけます。
投資信託	多くのお客様(投資者)から集めた資金をひとつにまとめて、それを運用の専門家である委託会社(運用機関)が株式や債券に分散投資して運用し、運用成果をお客様(投資者)に分配する金融商品です。 ※市場価格の変動によって、お預かりした払込金が元本割れすることもございます。 ※お取扱い商品については、〈ろうきん〉ホームページまたは店頭でご確認ください。
	<p>◆定時定額買付サービス 毎月(または数カ月ごと)の指定された振替日に、ご指定の〈新潟ろうきん〉普通預金口座から一定額を引落し、ご指定の投資信託を自動的に買い付けるサービスです。</p> <p>◆NISA 毎年一定の金額の範囲内で購入した投資信託等を対象に、売却時の譲渡益や普通分配金が無期限で非課税となる制度です。 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」があり、併用した場合、年間投資枠は最大360万円、非課税保有限度額は全体で最大1,800万円になります。</p>
個人型確定拠出年金(iDeCo)	個人型確定拠出年金(iDeCo)は、公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。掛け金が全額所得控除されることや、運用益が非課税で再投資されるなどの税制優遇措置が受けられます。 ※運用商品や手数料については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

※預金商品、融資商品、資産運用商品の詳細は、ホームページをご覧ください。

各種業務・サービスのご案内

(2024年7月1日現在)

共済代理業務

こくみん共済coop(全労済)の代理店として、「ろうきんローン専用住まいの共済」および「住まいの共済」の代理募集の取扱いを行っています。

生命保険窓口販売業務

生命保険代理店として、「たんぽぽ認知症治療保険」および「たんぽぽ認知症年金保険」の代理店業務を行っています。

損害保険窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

ろうきんダイレクト(個人向け) < インターネットバンキング >

ろうきんダイレクトは、お振込みや残高の照会、ローンの繰上げ返済などを、インターネットに接続されているパソコン・スマートフォンなどを通じてご利用いただける個人のお客様用サービスです。

キャッシュカードが発行された当金庫の普通預金口座をお持ちの方なら、ホームページから簡単にお申込み可能で、振込手数料は窓口やATMを利用する場合に比べてお得になっています。

ろうきんインターネットバンキング(団体向け)

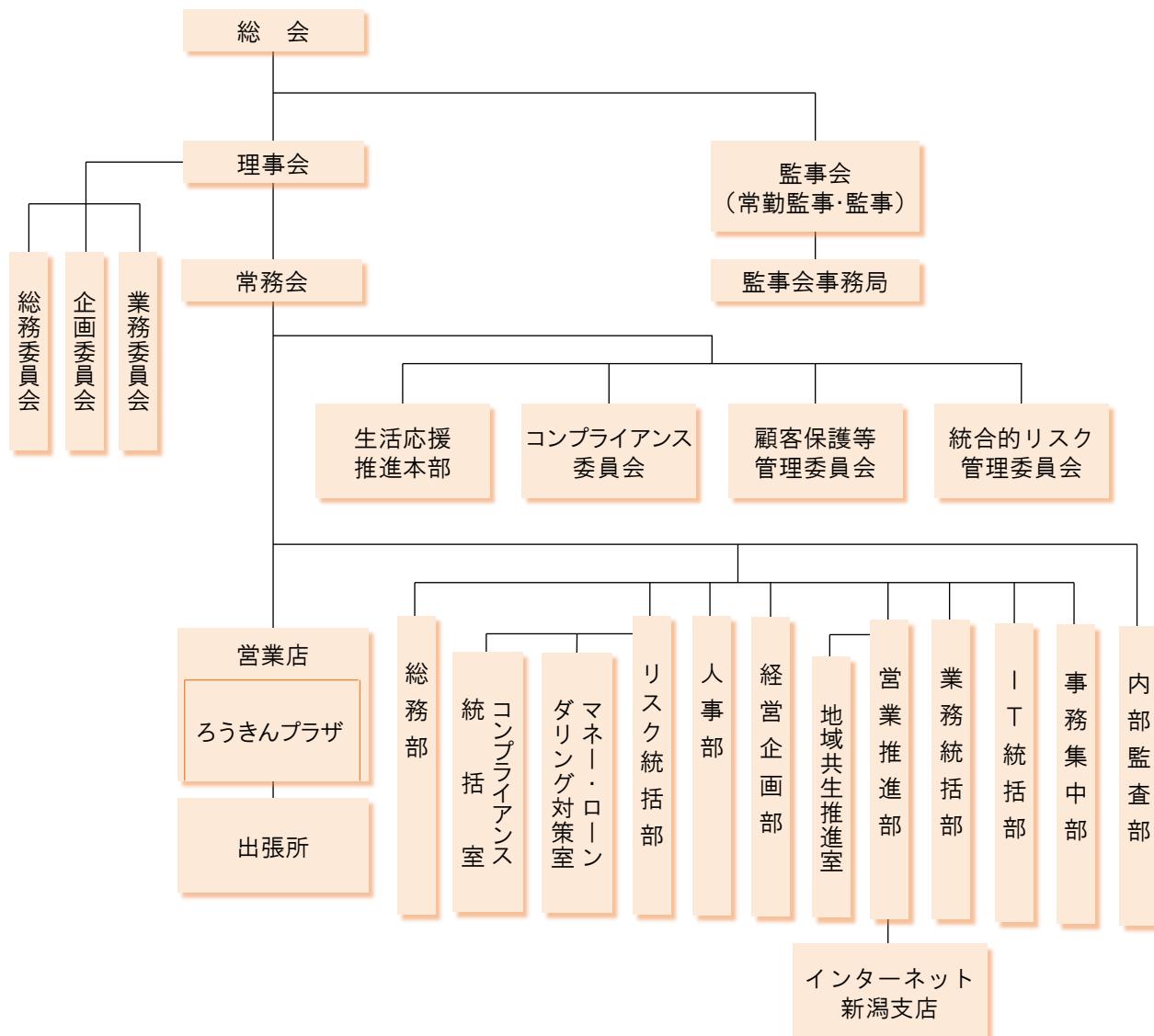
インターネットを通じて資金移動や口座の照会などができる、団体向けのサービスです。

お客様がご希望されるサービス内容により、「ライトタイプ」「フルタイプ」のいずれかの契約タイプをお選びいただけます。

各種サービス

キャッシュサービス(ATM)、スマホ決済サービスをはじめ、各種サービスの取扱いを行っています。詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

組織系統図



会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

職員の状況

項目	2023年度末	2022年度末
職員数	449人	451人
平均年齢	43歳11月	43歳11月
平均勤続年数	19年3ヶ月	19年5ヶ月
平均給与月額	373千円	366千円

※職員数は、常勤の職員・嘱託および給与等を負担する出向職員・嘱託を記載し、臨時の職員・嘱託(2023年度末62人、2022年度末69人)は含まれておりません。

※平均給与月額は、3月中の平均給与月額です。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

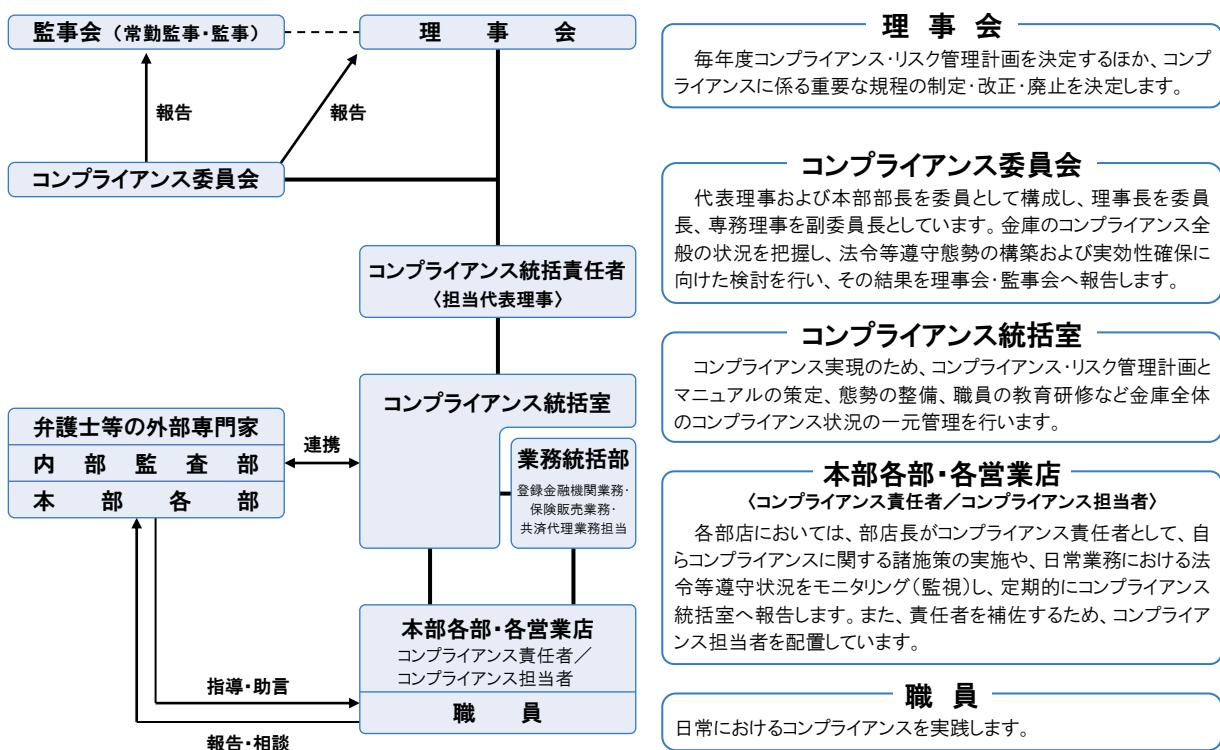
コンプライアンスに対する考え方

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が事業を遂行するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、コンプライアンスが求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業を営む〈ろうきん〉とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、〈ろうきん〉は、その事業を通じて「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理観が求められています。

当金庫では、以上の考え方に対し、前述の「ろうきんの理念」のほか、倫理綱領および行動規範を制定して、全役職員のコンプライアンス意識を醸成するとともに、継続的な職員教育および啓発活動により、その維持・向上につとめています。

コンプライアンスに係る組織体制



コンプライアンス推進活動

当金庫では、コンプライアンス・リスク管理の考え方を踏まえ「コンプライアンス・リスク管理計画」を策定して、次の諸施策等を実施し、進捗状況を定期的にチェックしています。

- ▶ **コンプライアンス・マニュアルの作成・周知**

役員一人ひとりがコンプライアンスの意義を理解し、コンプライアンスに関する組織風土としてのコンプライアンス・マインドの醸成、コンプライアンス違反の防止などのためにコンプライアンス・マニュアルを作成して職員に周知しています。また、役員用に「役員コンプライアンス読本」を作成・配付しています。
- ▶ **指導・教育研修・啓発活動**

金庫内の集合研修や各種会議の際には、職員に対してコンプライアンス意識向上のための教育活動を行っています。また、コンプライアンスに関する情報を適時適切に発信し、情報の共有をはかっています。
- ▶ **内部通報制度**

職員から寄せられる通報・相談によってコンプライアンスに係る問題を早期に発見し、問題の解決に向けて迅速に対処するため、内部窓口と外部窓口を設置するなど、内部通報制度を整備しています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

〈リスクの特定・評価・低減〉

当金庫は、取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクへの低減策を策定しています。

〈リスク対策計画の策定〉

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

●マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針（抜粋）

〈目的〉

この方針は、当金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識のもとで必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的としています。

〈態勢の整備〉

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を当金庫全体で実施するために、庫内横断的なリスク管理態勢を整備します。

〈経営陣の認識〉

常務会は、「リスク評価書」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識します。

反社会的勢力等の排除に向けた取組み

当金庫では、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保につとめています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順を整備しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

●反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

1. 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係をもちません。
4. 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
6. 反社会的勢力からの不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

預金口座の売買は犯罪です!!

- ▶ 預金口座の売買（預金通帳・キャッシュカードの譲渡等）は、法令により禁止されています。売った人も買った人も罰せられることとなります。
- ▶ 売買された預金口座が、特殊詐欺等の受取口座として、犯罪に利用される事例が発生しています。特殊詐欺等の被害拡大防止にご協力ください。



お客様保護の態勢

金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)への対応

●お客様からのお申出への対応

当金庫は、お客様からのお申出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お申出は、営業店または本部にて以下のとおり承っております。

営業店 44頁をご覧ください。

本 部 フリーダイヤル ☎0120-480-975にて承っております。受付日時は、平日の9:00～17:00です。

●紛争解決への対応

労働金庫では、お客様からのお申出のうち金庫とお客様の間では解決できなかつた場合について、以下の弁護士会が設置・運営する仲裁センター等を、紛争解決のための機関として指定しています。

当金庫営業日に、営業店・本部または全国労働金庫協会ろうきん相談所(平日9:00～17:00、電話:0120-177-288)へお申出いただければ、仲裁センター等への利用申込に関する手続きについてご案内いたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

●東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)

●第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)

●第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)

なお、仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

●移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

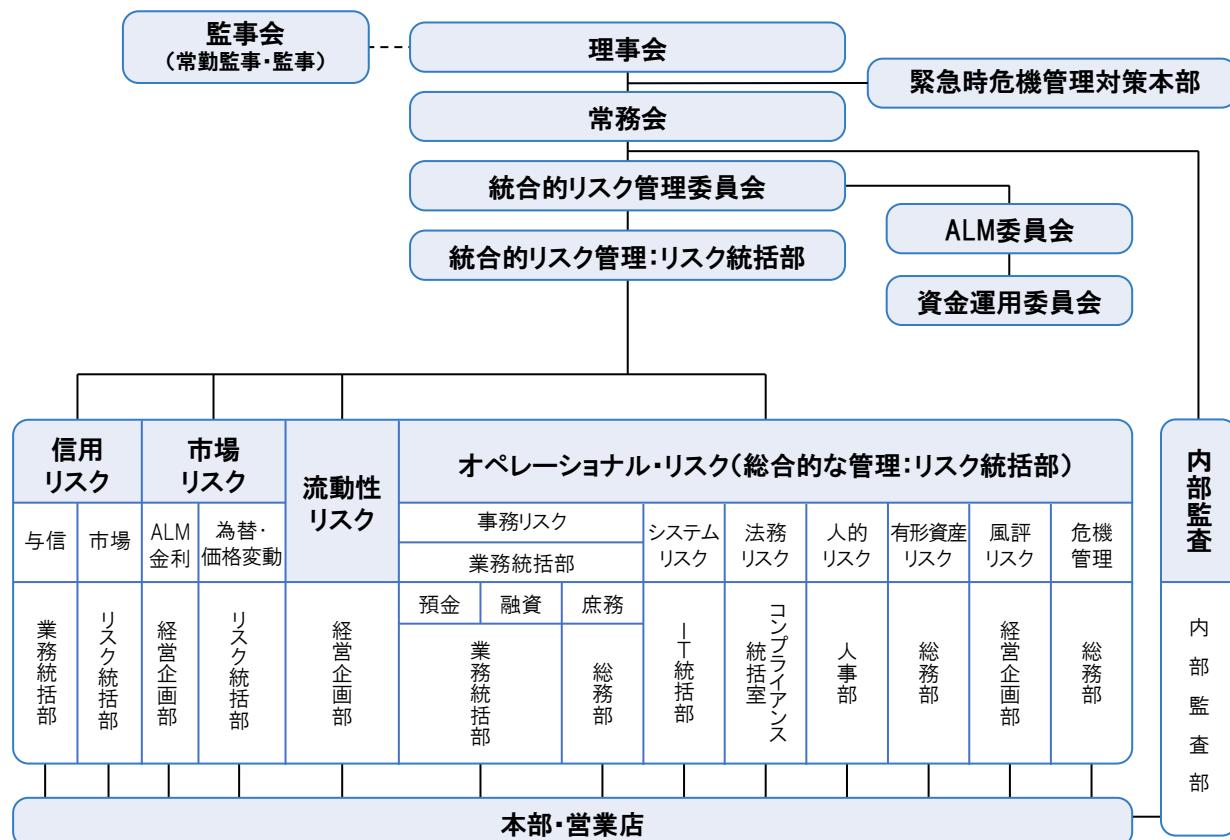
●現地調停:東京三弁護士会の斡旋人と現地地方弁護士会の斡旋人が、現地弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

リスク管理の態勢

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

リスク管理体制



統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対比することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」「市場リスク」および「オペレーション・リスク」等について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に統合的リスク管理委員会およびALM委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないようつとめています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

● 信用リスク

▶融資先や有価証券等発行元の信用状態が悪化して、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収等が困難となるリスクです。

与信信用リスク▶融資先の信用状態の悪化により元本や利息の回収が困難となるリスクです。

- 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に関する対策として、個別審査体制の強化、正確な自己査定の実施、延滞債権管理態勢の強化につとめています。
- 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう審査スタッフの育成につとめています。
- 営業店の決裁権限を越える貸出案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応につとめています。
- 与信信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、与信信用リスクの量的な把握につとめています。

市場信用リスク▶債券など有価証券発行元の信用状態が悪化し、元本償還や利息受入が困難となるリスクです。

- 有価証券等の取得にあたっては、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、一定格付以上を取得対象とするなど市場信用リスクの抑制につとめています。
- 有価証券等の取得後も定期的な自己査定を行い、事情変化についても追跡管理しています。

● 市場リスク

▶金利・為替・株式などの市場のリスクファクターの変動により、資産や負債の価値が影響を受け、損失を被るリスクです。

- 市場リスクのうち、金利リスクについては、運用・調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR(バリュー・アット・リスク)を月次で計測・管理しています。

- 投資信託等の価格が変動する価格変動リスクに対しても、VaR(バリュー・アット・リスク)により、計測・管理しています。
- 計測したリスクは、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理しています。

● 流動性リスク

▶市場の混乱等により市場取引が阻害されたり、予期せぬ資金の流出などで資金繰りに支障をきたすことにより、損失を被るリスクです。

- 資金ショートを発生させないよう、流動性リスクを考慮した現金等の保有基準の設定とポートフォリオの構築、さらに日常的な資金フローの把握・管理により、支払準備資産を適切に確保しています。

●オペレーション・リスク ▶日常業務において、役職員の活動もしくはシステムの不具合などの内生的な事象、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

事務リスク▶役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

- 事務処理状況を的確に把握して、事務手続の定型化・標準化・システム化などの推進および規程・事務手順・マニュアル・点検管理表等の整備をはかっています。
- 職員教育研修の充実や指導・点検、自己点検および他者点検の強化、実効性のある自店検査の実施などにより、基本動作に忠実で堅確な事務処理を行う態勢を構築し、事務リスクの低減をはかっています。
- オンラインシステムを最大限活用するとともに、業務の標準化・効率化を目的とした事務改革の取組みや、本部・営業店が一体となったPDCAサイクルを機能させた取組みにより、事務過誤・個人情報漏えい事案等の発生防止に向けた内部管理態勢を強化し、事務リスクの低減をはかっています。

システムリスク▶オンラインシステムなどのコンピューターシステムが停止したり、誤作動するなど、システムの不備およびコンピューターが不正使用されることにより損失を被るリスクです。

- 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。
- 同センターは地震や停電等に備えた構造・機能を有しているほか、万一、大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。
- システム障害が発生した場合の業務継続マニュアルの周知徹底および定期的な訓練の実施、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用および保護のための安全対策の実施など、態勢整備につとめています。
- 高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

風評リスク▶ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクです。

- 当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止につとめています。
- 万一、風評が発生した場合は、危機管理関連マニュアルに沿って適切な対応につとめます。

法務リスク▶法令等に違反する行為、各種契約にかかる不備等により損失を被るリスクです。

- 当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修等を通じて役職員への周知徹底につとめています。
- 新規業務の開始時や各種契約の締結時には、コンプライアンス統括室によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談しています。

人的リスク▶人事運営上の不公平・不公正(給与・手当・解雇等の問題)などに起因して、差別的行為(セクシュアルハラスメント等)や内部管理上防止が困難な役職員の不正などにより、損失を被るリスクです。

- 当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職員の「能力」「役割」を基準とする人事制度を基本として、職員の働きがいを高める人事運営につとめています。
- セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止する取組みとして、全部店で研修会の開催、相談窓口の常設、ホームページにハラスメント撲滅に向けた宣言文の公開等を行っています。

有形資産リスク▶自然災害や犯罪をはじめとする事件・事故などに起因して、有形資産のき損・損害等が生じることにより損失を被るリスクです。

- 全店の建物・土地に係るリスク(建築物の耐火・耐震状況や地盤・浸水の危険度等立地状況)を明確にします。
- 有形資産のき損を防止するとともに、人命最優先の立場から、営修繕工事、設備更新の対応計画を策定し実施します。
- 対応計画の実施と合わせて、必要により保険を付保する等して、リスクに対して総合的に対応してまいります。

危機管理体制

当金庫では、大規模な自然災害、感染症のまん延、システム障害、サイバー攻撃、風評被害等の危機発生時において、早期に被害の復旧をはかり、必要最低限の業務を遂行するために「事業継続基本方針」を制定しています。

基本方針に基づき「緊急時危機対応規程」を制定し、危機発生時における組織的な役割分担と責任体制を明確にしています。

自然災害、システム障害等危機発生時には緊急時危機管理対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「緊急時危機対応内規」に基づき、迅速・的確に対応できる態勢を整備しています。さらに災害等によりシステムが停止する事態に備え、会員・お客様への影響を最小限にとどめることを目的とした「緊急時営業店業務継続マニュアル」を制定しています。

また、平常時における業務継続態勢の整備に係る取組みについては、「緊急時危機対応内規」に基づき、自然災害等の発生を想定した定期的な訓練、職員教育、計画的な物資調達を行うとともに、豪雨・豪雪に起因する災害発生に備えた具体的な対応を定めるなど、態勢の強化につとめています。

29. 縁延税金資産及び縁延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳

縁延税金資産及び縁延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

縁延税金資産

退職給付引当金	626,225千円
減価償却限度超過額	150,801
賞与引当金	65,646
事業税・特別法人事業税引当額	31,593
その他	55,483
縁延税金資産小計	929,750
評価性引当額	△21,468
縁延税金資産合計	908,282

縁延税金負債

その他有価証券評価差額金	3,539,392
前払年金費用	75,702
縁延税金負債合計	3,615,095
縁延税金資産の純額	2,706,813千円

30. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	— 千円
顧客との契約から生じた債権	43,692千円
契約負債	— 千円

以上

自己資本の充実の状況(単体)

自己資本比率(国内基準)

当期末(2023年度末)	前期末(2022年度末)
16.94%	16.75%

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額}^{(注1)}\text{—コア資本に係る調整項目の額}^{(注2)})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}^{(注3)} + \text{オペレーション・リスク相当額} \times 12.5^{(注4)}} \times 100$$

(注)1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計額です。

2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計額です。

3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフ・バランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスボージャーの額の合計額です。

4. 8%(国際統一基準の所要自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーション・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注) 基礎的手法……粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーション・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。

これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は16.94%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実につとめてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	当期末(2023年度末)	前期末(2022年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	73,315	71,932
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,773	4,780
うち、利益剰余金の額	68,915	67,524
うち、外部流出予定額(△)	△ 373	△ 373
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	73,322	71,932
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	63	65
うち、のれんに係るもの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	63	65
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	204	111
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	268	177
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	73,054
71,755		
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	413,713	410,928
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,416	17,266
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	431,129
428,194		
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	16.94%	16.75%

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められています。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等が挙げられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは

会員の皆様から出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剩余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剩余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っております、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろくろの取引から生ずることはございません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剩余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1)金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2)機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3)配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4)経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剩余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができます。自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%)

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない扱いとなりました。

(経過措置を適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することが可能でした。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入していました。)

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

【自己資本調達手段の概要】

2023年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資 ①発行主体:新潟県労働金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:4,773百万円

自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位: 百万円)

項目	当期末(2023年度末)		前期末(2022年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	413,713	16,548	410,928	16,437
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	369,741	14,789	366,945	14,677
ソブリック 向け (注4)	81	3	80	3
金融機関向け	94,382	3,775	96,927	3,877
事業法人等向け	18,564	742	19,116	764
中小企業等・個人向け	210,225	8,409	203,354	8,134
抵当権付住宅ローン	32,666	1,306	33,798	1,351
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延滞債権 (注5)	256	10	313	12
その他の (注6)	13,564	542	13,355	534
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
(うち再証券化)	(—)	(—)	(—)	(—)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー (注7)	43,972	1,758	43,982	1,759
ルック・スルーウェイト (注8)	43,972	1,758	43,982	1,759
マンデート方式 (注9)	—	—	—	—
蓋然性方式(250%) (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%) (注10)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%) (注11)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	—	—	—	—
中央清算機関連エクspoージャー (注13)	—	—	—	—
オペレーションルック・スルーウェイト (注14) (B)	17,416	696	17,266	690
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)	431,129	17,245	428,194	17,127

(注)1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 「所要自己資本」はリスク・アセットの4%相当額です。

3. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリック」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクspoージャーのうち「その他」は、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」は、ファンド向けエクティイ出資について、エクspoージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下8.~11.の順序により、それぞれの方程式のリスク・ウェイトが適用されます。

8. 「ルック・スルーウェイト」は、エクspoージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルーウェイト} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンデート方式」は、ルック・スルーウェイトが適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクspoージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンデート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように
算出したエクspoージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルーウェイト」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクspoージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルーウェイト」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘査しない場合の評価額と勘査する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。

13. 「中央清算機関連エクspoージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクspoージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

14. 「オペレーションルック・スルーウェイト」は、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーションルック・スルーウェイト} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

店舗外ATMのご案内

(2024年7月1日現在)

所在地	設置場所	お取扱い時間		
		平日	土曜	日曜・祝日
新潟市	NTTプラザ	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～17:00
	県立がんセンター	9:00～18:00	—	—
	新潟市民病院	9:00～18:00	—	—
	万代シティ	7:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
	コープシティ花園	7:00～23:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	新潟県庁	7:00～19:00	—	—
北 区	新潟市北区役所	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	松浜(新潟市北出張所駐車場)	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
江南区	新潟市江南区役所(旧亀田支所)	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
南 区	新潟市南区役所(旧白根支所)	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～17:00
佐渡・下越地区	両津(佐渡市役所両津支所駐車場)	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	厚生連佐渡総合病院	9:00～18:00	—	—
	新発田市 県立新発田病院	9:00～18:00	—	—
中越地区	長岡市 リバーサイド千秋	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
	燕 市 燕市役所	8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	見附市 見附市役所	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	柏崎市 柏崎市役所	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～17:00
	魚沼市 本町(旧小出町本町)	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
上越地区	上越市	中田原(イーグルゴルフセンター)	8:00～19:00	9:00～17:00
		上越市役所	9:00～17:30	—
		県立中央病院	9:00～18:00	—
		直江津ショッピングセンター	10:00～20:00	10:00～19:00

索引(法定開示項目別)

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	1
(1) 事業の組織	19
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	18
(3) 会計監査人の氏名又は名称	19
(4) 事務所の名称及び所在地	44
(5) 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項	44
①当該労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名	
②当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行なう営業所又は事務所の名称	
2. 金庫の主要な事業の内容	14~17
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	7
(2) 主要な事業の状況を示す指標	7
イ. 経常収益 口. 経常利益 ハ. 当期純利益	
二. 出資総額及び出資総口数 木. 純資産額	
ヘ. 総資産額 ト. 預金積金残高 チ. 貸出金残高	
リ. 有価証券残高 ヌ. 単体自己資本比率	
ル. 出資に対する配当金 ヲ. 職員数	
(3) 事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	40
イ. 業務粗利及び業務粗利率	
ロ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	
ハ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	
二. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	
木. 受取利息及び支払利息の増減	
ヘ. 総資産経常利益率	
ト. 総資産当期純利益率	
② 預金に関する指標	42
イ. 預金の種類別内訳(平均残高)	
ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	
③ 貸出金等に関する指標	41
イ. 貸出金の科目別内訳(平均残高)	
ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	
ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)	
二. 貸出金の使途別内訳(期末残高)	
木. 貸出金の業種別内訳(期末残高・同構成比)	
ヘ. 預貸率(期末値・期中平均値)	
④ 有価証券に関する指標	42~43
イ. 商品有価証券の種類別内訳(平均残高)	
ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高	
ハ. 有価証券の種類別内訳(平均残高)	
二. 預証率(期末値・期中平均値)	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	23~25
(2) 法令遵守の体制	20~21
(3) 地域の活性化のための取組の状況 (地域と協働した社会貢献活動)	8~13
(4) 銀行法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	22
5. 財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	26~30
(2) 損益計算書	31
(3) 剰余金処分計算書	31
(4) 次に掲げるものの額及び①~④の合計額	42
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
②危険債権	
③三月以上延滞債権	
④貸出条件緩和債権	
⑤正常債権	
(5) 自己資本の充実の状況	32~40
自己資本の構成に関する開示事項	33~34
<定性的開示事項>	
①自己資本調達手段の概要	34
②金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	36
③信用リスクに関する事項	38
④信用リスク削減手法に関する事項	38
⑤派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	40
⑥証券化エクスポージャーに関する事項	38
⑦オペレーションナル・リスクに関する事項	40
⑧出資等エクСПOジヤーに関する事項	38
⑨金利リスクに関する事項	39
<定量的開示事項>	
①自己資本の充実度に関する事項	35
②信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	36~37
③信用リスク削減手法に関する事項	38
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	40
⑤証券化エクスポージャーに関する事項	38
⑥出資等エクexploジヤーに関する事項	38
⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoジヤーに関する事項	38
⑧金利リスクに関する事項	39
⑥有価証券	43
⑦金銭の信託	43
⑧労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 (金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等)	43
⑨貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	37
⑩貸出金償却の額	37
⑪金庫が労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づく 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査の監査を受けている場合にはその旨	31

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42
2. 危険債権	42
3. 要管理債権	42
4. 正常債権	42

金額および諸利回り・諸比率の表示方法のご案内

本誌では金額、諸利回り、諸比率を次の方法により表示しています。

1. 各表に表示した金額単位未満の端数は切り捨てて表示しています。また、諸利回り・諸比率は小数点第3位以下を切り捨てし、小数点第2位までを表示しています。

2. 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて表示しています。したがって、表上の内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。

3. 期中増減額、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸利回り、諸比率については、報告数値をそのまま表示しています。

(注)「法定開示項目別」とは、次の法律に基づいて開示している項目です。

○労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目 ○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権